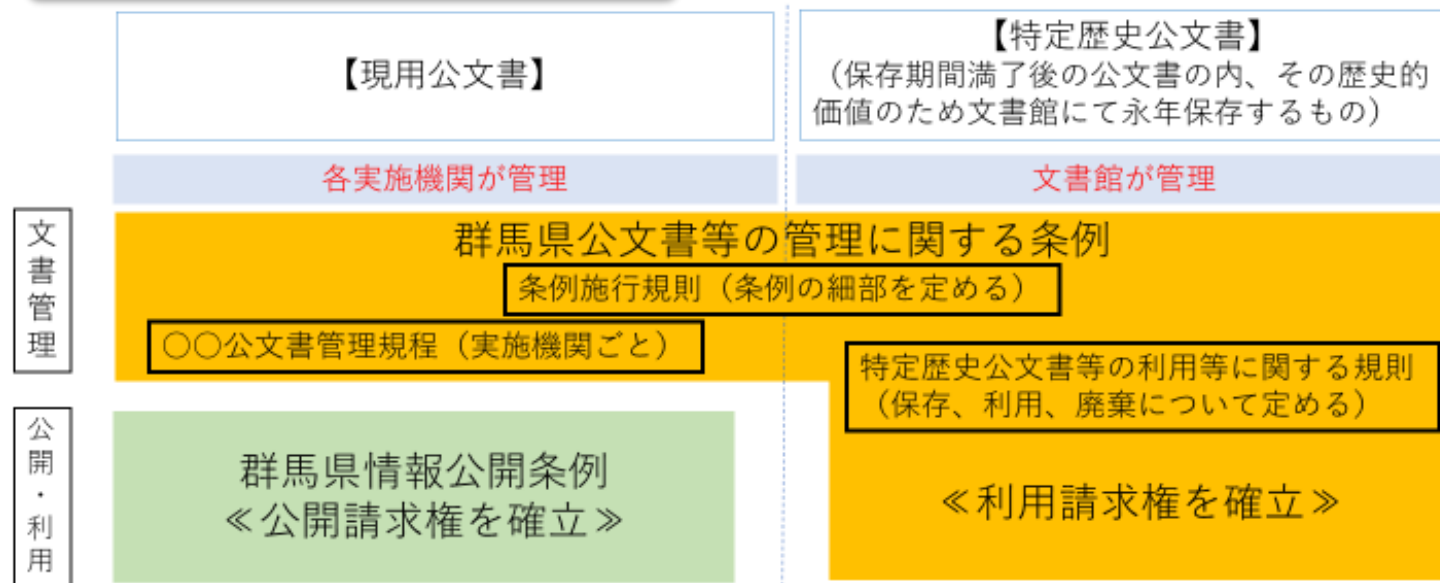


【はじめに】公文書法令の住み分けについて

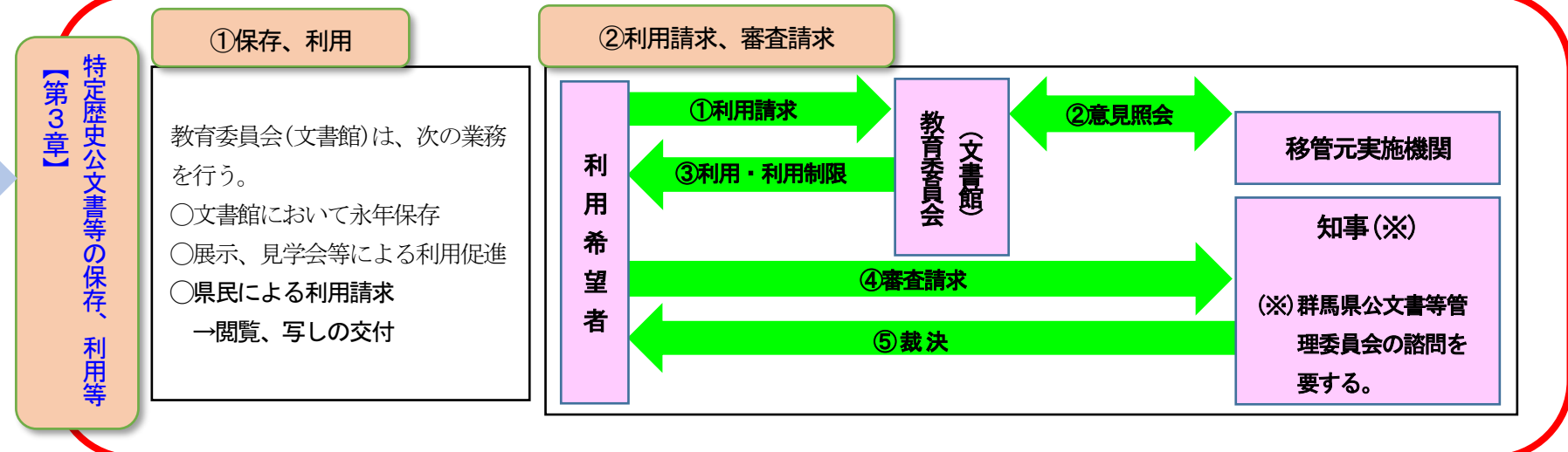
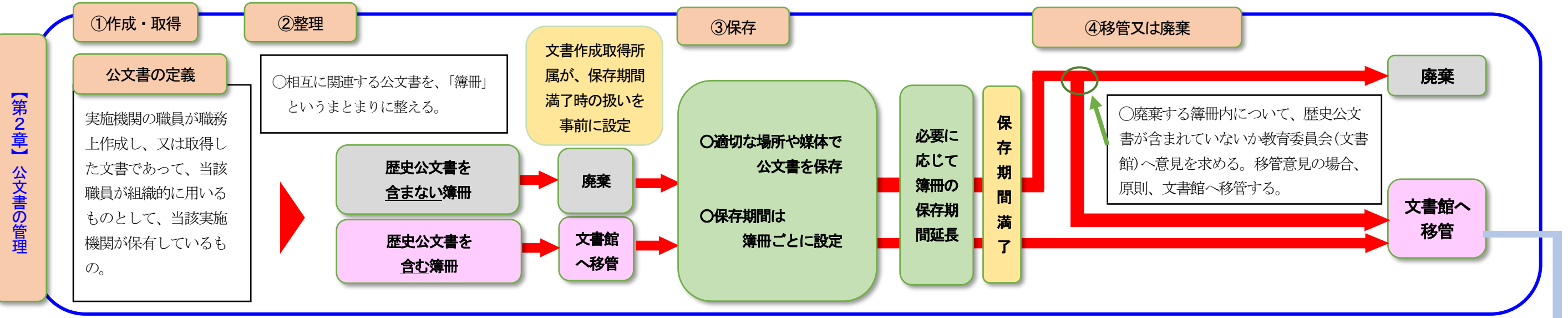


保存期間満了時点

【第1章】総則

目的
この条例は、県の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える県民共有の知的資源として、県民が主体的に利用し得るものであることに鑑み、地方自治の本旨にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、公文書の適正な管理、特定歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって県政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、県の有するその諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

条例の実施機関
知事、議会、各行政委員会（教育委員会、公安委員会等）、警察本部長、企業管理者、県設立の地方独立行政法人、群馬県住宅供給公社



- 【第4章】群馬県公文書等管理委員会の役割**
- ①規則や公文書管理規程の制定・改廃に係る実施機関からの諮問
 - ②特定歴史公文書等の廃棄に係る教育委員会からの諮問
 - ③利用請求に係る審査請求について知事からの諮問

「群馬県公文書等の管理に関する条例施行規則」の一部改正について

1 改正内容

- (1) 個人情報保護法の改正により群馬県個人情報保護条例が廃止されるため、同条例を引用している部分を改正する。 ※規定内容の改正はなし。
- (2) 群馬県情報公開条例施行規則の改正等に伴い、特定歴史公文書の利用請求に係る費用を次のとおり改正する。 ※CD-RとDVD-Rの交付に係る費用の減額。
また、今後、同施行規則等の費用部分の改正があった場合に連動して取り扱うことができるよう、費用の額については「群馬県情報公開条例施行規則第11条第1項の規定の例による。」とする。

区 分		現 行	改 正 案	備 考
1 複写機による写しの交付 (A3以下)	白黒	10円/枚		改正なし
	カラー	50円/枚		
2 用紙に出力したものの交付 (A3以下)	白黒	10円/枚		
	カラー	50円/枚		
3 CD-Rに複写し交付 (資料スキャン費用別途)	CD-R	200円/枚	100円/枚	減額
	スキャン	10円/枚		改正なし
4 DVD-Rに複写し交付 (資料スキャン費用別途)	DVD-R	220円/枚	120円/枚	減額
	スキャン	10円/枚		改正なし

2 改正理由

- (1) 個人情報保護法の改正により、各地方自治体が定める個人情報保護関係法令は、民間事業者に係る個人情報の取り扱いについて規定する個人情報保護法にすべて統合されるため。
(施行日：令和5年4月1日)
- (2) 特定歴史公文書の利用請求に係る費用は、群馬県情報公開条例及び群馬県個人情報保護条例に定める開示請求に係る費用に準じているが、個人情報保護法改正等に伴い、当該費用の一部が改正されるため。(施行日：令和5年4月1日)

3 施行日

令和5年4月1日

総管第30274-1号
令和5年1月18日

群馬県公文書等管理委員会委員長 様

群馬県知事 山本 一太

群馬県公文書等の管理に関する条例施行規則の改正について（諮問）

このことについて、別紙のとおり改正案を作成しましたので、群馬県公文書等の管理に関する条例第35条第1項の規定により意見を求めます。

(担当) 総務事務管理課 文書係

群馬県公文書等の管理に関する条例施行規則 改正案 新旧対照表（令和5年4月1日）

改正案	現行
<p>(保存期間の延長)</p> <p>第七条 実施機関は、条例第五条第四項の規定に基づき、次の各号に掲げる簿冊等について保存期間を延長する場合は、当該簿冊等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間が経過する日までの間、当該簿冊等を保存しなければならない。この場合において、一の区分に該当する簿冊等が他の区分にも該当するときは、それぞれの期間が経過する日のいずれか遅い日までの間、保存しなければならない。</p> <p>一 現に監査、検査等の対象になっているもの 当該監査、検査等が終了するまでの間</p> <p>二 現に係属している訴訟における手続上の行為をするために必要とされるもの 当該訴訟が終結するまでの間</p> <p>三 現に係属している不服申立てにおける手続上の行為をするために必要とされるもの 当該不服申立てに対する裁決又は決定の日の翌日から起算して一年間</p> <p>四 情報公開条例第十二条第一項に規定する開示請求があったもの 情報公開条例第十八条第一項又は第二項の決定の日の翌日から起算して一年間</p> <p>五 <u>個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第七十七条第一項</u>に規定する開示請求、<u>同法 第九十一条第一項</u>に規定する訂正請求又は<u>同法 第九十九条 第一項</u>に規定する利用停止請求のあったもの <u>同法第八十二条第一項若しくは第二項、第九十三条第一項若しくは第二項</u>又は<u>第百一条</u> 各項の決定の日の翌日から起算して一年間</p>	<p>(保存期間の延長)</p> <p>第七条 実施機関は、条例第五条第四項の規定に基づき、次の各号に掲げる簿冊等について保存期間を延長する場合は、当該簿冊等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間が経過する日までの間、当該簿冊等を保存しなければならない。この場合において、一の区分に該当する簿冊等が他の区分にも該当するときは、それぞれの期間が経過する日のいずれか遅い日までの間、保存しなければならない。</p> <p>一 現に監査、検査等の対象になっているもの 当該監査、検査等が終了するまでの間</p> <p>二 現に係属している訴訟における手続上の行為をするために必要とされるもの 当該訴訟が終結するまでの間</p> <p>三 現に係属している不服申立てにおける手続上の行為をするために必要とされるもの 当該不服申立てに対する裁決又は決定の日の翌日から起算して一年間</p> <p>四 情報公開条例第十二条第一項に規定する開示請求があったもの 情報公開条例第十八条第一項又は第二項の決定の日の翌日から起算して一年間</p> <p>五 <u>群馬県個人情報保護条例（平成十二年群馬県条例第八十五号）第十六条第一項</u>に規定する開示請求、<u>同条例第二十四条第一項</u>に規定する訂正請求又は<u>同条例第二十五条の七第一項</u>に規定する利用停止請求のあったもの <u>同条例第十七条第一項若しくは第二項、第二十五条第一項若しくは第二項</u>又は<u>第二十五条の八</u>各項の決定の日の翌日から起算して一年間</p>

2 実施機関は、保存期間が満了した簿冊等について、その職務の遂行上必要があると認めるときには、その必要な限度において、一定の期間を定めて簿冊等の保存期間を延長することができる。

(費用の負担に係る額)

第十五条 条例第二十条の規則で定める費用は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

区分		費用の額
一 乾式の複写機による写しの交付（日本産業規格A列三番（以下「A三判」という。）以下の大きさのものに限る。）		群馬県情報公開条例施行規則（平成十二年規則第二百二十三号）第十一条第一項の規定の例による。
二 用紙に出力したものの交付（A三判以下の大きさのものに限る。）		
三 光ディスク（日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの	条例第十九条に規定する文書又は図画（以下「文書等」という。）をスキャナにより読み取ってきた電磁的記録の複写の場合	
	その他の場合	

2 実施機関は、保存期間が満了した簿冊等について、その職務の遂行上必要があると認めるときには、その必要な限度において、一定の期間を定めて簿冊等の保存期間を延長することができる。

(費用の負担に係る額)

第十五条 条例第二十条の規則で定める費用は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

区分		費用の額
一 乾式の複写機による写しの交付（日本産業規格A列三番（以下「A三判」という。）以下の大きさのものに限る。）		白黒複写一枚につき十円 カラー複写一枚につき五十円
二 用紙に出力したものの交付（A三判以下の大きさのものに限る。）		白黒出力一枚につき十円 カラー出力一枚につき五十円
三 光ディスク（日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの	条例第十九条に規定する文書又は図画（以下「文書等」という。）をスキャナにより読み取ってきた電磁的記録の複写の場合	一枚につき二百円に当該文書等一枚ごとに十円を加えた額
	その他の場合	

再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付			再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付		
四 光ディスク (日本産業規格X六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	文書等をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録の複写の場合		四 光ディスク (日本産業規格X六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	文書等をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録の複写の場合	一枚につき二百二十円に当該文書等一枚ごとに十円を加えた額
	その他の場合			その他の場合	一枚につき二百二十円
備考 一 用紙の両面を使用する場合は、片面を一枚として額を算定する。 二 写し等の送付を求める者は、送付に要する費用を負担するものとする。			備考 一 用紙の両面を使用する場合は、片面を一枚として額を算定する。 二 写し等の送付を求める者は、送付に要する費用を負担するものとする。		
2 前項に規定する費用は、前納とする。			2 前項に規定する費用は、前納とする。		

【参考】群馬県公文書等の管理に関する条例（一部抜粋）

第三章 特定歴史公文書等の保存、利用等

（利用の方法）

第十九条 教育委員会が特定歴史公文書等を利用させる場合には、文書又は図画については閲覧又は写しの交付の方法により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して教育委員会規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法により特定歴史公文書等を利用させる場合にあつては、当該特定歴史公文書等の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときに限り、その写しを閲覧させる方法により、これを利用させることができる。

（費用の負担）

第二十条 写しの交付により特定歴史公文書等を利用する者は、実費の範囲において規則で定める費用を負担しなければならない。